

YMCAあわぎ保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名称	社会福祉法人 大阪YMCA
所在地	大阪府東大阪市御厨南3-1-18
電話番号	06-6787-3733
代表者氏名	理事長 小川 健一郎

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	YMCAあわぎ保育園
施設の所在地	本園:大阪市西区江戸堀3-8-16 分園:大阪市西区江戸堀3-6-49-201
連絡先	本園:(電話・FAX) 06-6479-0701 分園:(電話) 080-5018-3132 メールアドレス awaza-hoikuen@osakaymca.org
管理者	園長 小島 英恵
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	0歳児8人 1歳児8人 2歳児8人 3歳児8人 4歳児8人 5歳児8人
利用定員	満3歳以上の児童 20人 満1歳以上満3歳未満の児童 14人 満1歳未満の児童 6人
開設年月日	2008年11月1日
移転年月日	2018年4月1日
分園開設年月日	2024年4月1日
事業所番号	2722701000413

3 施設の目的・運営方針

YMCAあわぎ保育園本園・分園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

本園園舎	構造	鉄筋コンクリート造 13階建のうち1階
	延べ面積	155.10 m ²
分園園舎	構造	鉄筋コンクリート造 14階建のうち2階
	延べ面積	105.80 m ²

(2) 主な設備

本園

設備	部屋数	備考
保育室	1室	0歳児、1歳児、2歳児を3区分
幼児用トイレ・沐浴	2室	
医務室	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	
倉庫	1室	
職員用トイレ	2室	
多目的トイレ	1室	
その他		廊下 他

分園

設備	部屋数	備考
保育室	1室	3歳児、4歳児、5歳児を3区分
幼児用トイレ・沐浴	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	
倉庫	1室	
職員用トイレ	1室	
その他		通路、廊下、倉庫 他

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（2024年4月1日施行）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特色

保育理念

キリスト教保育に基づき、一人ひとりが、かけがえのない存在であると感じ、喜びと感謝を持って、生きる子どもを育みます。乳児期は愛着関係をより深く築くことができる「育児担当保育」を行います。

- ・日常の繰り返しを大切に、子どもたちが自身の生活の見通しが持てることによって、環境に対して主体的に関わる保育を行います。
- ・個々の発達を考え環境設定された空間で、自分が責任を持って選択し、決めることが保障された遊びが提供されています。
- ・「遊びを中心とした保育」を通して、様々な素材に触れ、豊かなこころと感性を育む保育を行います。
- ・自分の周りの環境を知り、その過程を通して課題を見つけながら学ぶ習慣を身につけます。
- ・非日常体験としての特別プログラムを経験し、日常の生活に活かせる保育を行います。

(3) 送迎

事前に届け出があった園児の保護者及び保護者に代わる者による送迎とする。

(4) その他

・時間外保育

就労等の理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第1号に規定する時間外保育を提供する。

6 職員の職種、員数及び職務の内容(栄養士については別掲)2025年2月1日現在(本園・分園)

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園の質の確保と向上及び職員の資質向上に取り組み園の管理運営全般を行う	1	1		
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	2	2		
保育士	保育に従事しその計画の立案実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	9	7	2	
保育補助	保育の補助を行う	7	1	6	
看護師	園児の健康観察及び保健衛生に関わる業務を行う	1	1		
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する	2	2		管理栄養士及び調理師

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(2012年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(7:30~19:30)
主任保育士	正規の勤務時間帯(7:30~19:30)
保育士	正規の勤務時間帯(7:30~19:30)
看護師	正規の勤務時間帯(7:30~19:30)
保育補助	正規の勤務時間帯(7:30~19:30)
調理員・栄養士	正規の勤務時間帯(8:00~17:00)

※ローテーションにより、各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)、祝祭日及び特定の日を除く。

8 保育を提供する時間(※) 保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

・保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)

・上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。時間外保育の利用については当園への事前申請が必要です。また、時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。(別表参照)

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

- ・保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)
- ・上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。時間外保育の利用については当園への事前申請が必要です。また、時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。(別表参照)

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児		11時頃	14時半頃
1歳児		11時半頃	15時頃
2歳児		11時半頃	15時頃
3歳児		12時00分頃	15時頃
4歳児		12時30分頃	15時頃
5歳児		12時30分頃	15時頃

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況(別紙『アレルギー食物除去指示書』にて提出後、個別対応)

除去食及び代替食に対応します。食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士(管理栄養士含む)の配置状況(2025年3月1日現在)

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の発達に応じた献立を作成し 園児の栄養指導及び管理	2	2		調理員 管理栄養士

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。(※)

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	こども心身医療研究所・診療所
医院長名又は医師名	冨田 和巳
所在地	大阪市西区土佐堀 1-4-6 肥後橋神興産ビル 3階
電話番号	06-6445-8701

(2) 歯科

医療機関の名称	山口歯科医院
医院長名又は医師名	山口華代
所在地	大阪市西区土佐堀 1-5-17
電話番号	06-6443-6480

15 緊急時における対応

保育提供中にこどもの健康状態の急変その他緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先に連絡を行います。保護者との連絡が取れない場合には、保護者の指定する医療機関への連絡・受診等の園の責任においてしかるべき対応を行いますのであらかじめご了承ください。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 ー ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に2回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 小島英恵 越智絵美 木田泰之 ・ご利用時間 9:00～ 17:00 ・電話番号 06-6479-0701 ・FAX番号 06-6479-0701 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	山地弘伸	学校法人理事 072-734-4648
	中本和子	評議員 072-285-0428

19 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。(2024年度)

保険の種類	私保連園児事故対策共済(見舞金給付)、 管理者賠償保険、賠償責任保険(企業用)
保険の内容	見舞金給付
保険金額	保護者負担はありません

20 園児の利用状況(毎年度5月1日現在)

	2024年度	2023年度	2022年度	2021年度	2020年度
0歳児	1人	0人	0人	0人	1人
1歳児	7人	6人	6人	8人	9人
2歳児	8人	7人	9人	9人	8人
3歳児	6人	-人	-人	-人	-人
4歳児	2人	-人	-人	-人	-人
5歳児	1人	-人	-人	-人	-人

21 自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
自己評価の実施状況	毎年度実施	特になし

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨 なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
携帯電話	当園の敷地内での利用はお控えください。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する 宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

(※) 保育園のしおり 参照

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金（税込み価格）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
2号認定を受けた子どもに係る給食費（幼児主食費）		月額 2,000 円
2号認定を受けた子どもに係る給食費（幼児副食費）		月額 4,800 円
用品・教材費	全学年入園時 戸外あそび用帽子（安全確保のため）	1,200 円
	3・4・5歳児の入園時または、進級時 出席ノート・シール	800 円
	自由画帳	420 円
	パステル（クレパス）	800 円
	粘土	490 円
	粘土板	730 円
	粘土ケース	390 円
	粘土ヘラ	210 円
	リュック	4,000 円
	制作袋	150 円
体育ユニフォーム（Tシャツ）	2,600 円	
体育ユニフォーム（短パン）	2,600 円	
縄跳び（4・5歳児）	500 円	
色鉛筆（4・5歳児）	950 円	
	教材費（絵具、色鉛筆、画用紙、折り紙、用紙、はさみ、のり等）	0～2 歳児 年間 1,200 円 3～5 歳児 月額 600 円
絵本代		任意（1冊あたり 410 円～2,500 円）
写真代		任意（1枚あたり 110 円～1,000 円）
卒園アルバム代	5 歳卒園児	3,000 円
健康体育指導費	3～5歳児	月額 1,000 円
	週 1 回程度 YMCA 専門スタッフによる指導	講師・施設利用費一部負担
特別プログラム代	3～5歳児 特別プログラムや遠足等の交通費 施設利用料等	実施場所等により異なる。 ・遠足等 300 円～ 4,000 円程度 ・夏期プログラム等 9,000 円程度

*個人で使う自由画帳やパステルなどは、使い切り次第購入となります。

*特別プログラム費は、その都度ご案内いたします。

2 時間外保育に係る利用者負担

(1) 保育標準時間認定者に係る時間外保育額 一日 900 円 月額上限 3,000 円

(2) 保育短時間認定者に係る時間外保育額 7:30- 8:00 500 円 8:00- 9:00 900 円

17:00-18:00 900 円 18:00-19:30 1,500 円